

令和5年度 久慈中学校 部活動に係る活動方針（概要版）

部活動の 基本的な考え

- ・部活動は学校教育の一環として実施する活動
- ・生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動
- ・スポーツ・文化に親しませ、体力向上や健康推進にも効果的な活動
- ・学校教育目標に基づき計画的に実施
- ・生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮
- ・全職員の共通理解のもと、学校全体の教育活動として適切に運営
- ・加入については参加を義務付けたり、活動を強制したりしないよう留意しつつ、加入に対する理解を深めていく。

- 生徒の心身の健康管理
- 事故防止（熱中症事故等を含む）
- 体罰、ハラスメント等の根絶
- 科学的見地に基づく計画的な休養日の設定
- 合理的かつ効率的・効果的な練習

部活動休養日及び活動時間の基準

- ・週当たり2日（原則として土日のどちらかと月曜日）以上の休養日を設ける。
- ・1日の活動時間は、長くても平日は2時間程度、休養日（土・日・祝日・振替休日及び長期休業中）は3時間程度とする。ただし大会及び練習試合等は除く。
- ・学校閉庁日は休業日とする。

※上記は国、県及び市の基準を踏まえており県内外ほぼ共通です。

附則（抜粋）

- ・部活動を補完する活動（父母会練習・スポーツ少年団活動）が行われる場合は、部活動時間と合わせて、活動日と活動時間の基準を超えない活動とする。
- ・部活動休養日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の曜日に振り替える。
- ・大会やコンクール、練習試合への参加等で、基準とする活動時間を上回った場合は、他の活動日の活動時間をもって調整する。
- ・活動時間には、移動時間や準備、片付け等の時間は含まない。
- ・全校トレーニング、自主トレーニングはこの基準に該当しないものとする。
- ・定期試験前の一定期間は、部活動休養日とする。
- ・部毎のミーティングや集会については休養日と同等の扱いとする。
- ・優秀な成績により県強化指定を受けた個人及び団体の強化練習への参加については、生徒への負担が過重とならないよう協議し、休養日の調整を行う。

<その他>

- ・個人競技や駅伝等の出場については、特設部を活用する。
- ・部員数不足により単独での活動が困難な場合は、合同チームでの出場等の取り組みを推進する。
- ・大会等への参加は1か月当たり1大会を目安とし、年間では多くとも12大会までとする。
- ・文化部活動においても同様の目安とする。
- ・保護者の理解と協力による学校と地域がともに生徒を育成するという観点に立った、地域におけるスポーツ・文化環境の整備を推進する。
- ・本活動方針については、国や県、市などの動向に留意し、生徒や職員、保護者、地域などの意見を大切にしながら、必要に応じて見直しを図る。